佐倉市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第83条 の規定により、佐倉市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査 会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員の任期等)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務 を行うものとする。

(招集)

- 第4条 審査会は、会長が招集する。
- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査会を招集しなければならない。
- (1) 法の規定により同意を求められたとき。
- (2) 法の規定により審査請求があったとき。
- (3) 市長の諮問があったとき。
- (4) 過半数の委員から審査会に付議する事案を示して招集の請求があったとき。
- (5) その他会長が必要と認めたとき。

(会議)

- 第5条 会長は、会議の議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、建築指導担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 24 日条例第 17 号) この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。